

第73回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

埼玉県作文コンテスト

実施要領

趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。この運動は、昭和26年に始まり、今回で第73回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う県内の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

応募規定

●資格

埼玉県内の小学生及び中学生
(義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む。)

●テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、**犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて**考えたことなどを題材としたものとします。

●原稿の枚数

400字詰め原稿用紙(さいたま保護観察所HPから専用原稿用紙(縦書)をダウンロードできます。)3～5枚程度(ただし、小学校低学年についてはこの限りではありません。)

●その他

- ・応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く**自作・未発表のものに限ります**が、第73回“社会を明るくする運動”に関連する行事等で発表するものについては差し支えありません。応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、十分に行います。なお、応募規定に沿わない作品については、審査対象外となることがあります。
- ・応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が報道機関やインターネット等により**公表される可能性があることについて、あらかじめ応募者及び保護者の承諾が得られていることを前提とします。また作品の公表・掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。**
- ・応募できる作品は、**1人につき1つまでです。各作品には、必ず題名、学校名、学年、氏名の記載**をお願いします。
- ・応募者全員に参加記念品を送ります。
- ・応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。また、**作品は返却しません**ので御了承ください。